言を表示すること。この場合において、当該文言を二以上容器包装に表示するときは、「「○○」の表現」とあるのは、当該容器包装に表示する当該文言の数に応じ、「「○○」、「○○」の表現」、「「○○」「○○」の表現」又は「「○○、○○」の表現」の例のように表示すること。

二　前条第五項の規定にかかわらず、同条第四項第一号に規定する一を限り設けられた部分（同号の規定により別表第一に掲げる文言の一が表示される部分に限る。）に表示すること。

三　表示に用いる文字の色は、白色又は黒色のうち、当該文字がより明瞭に判別できる色とすること。

四　本条の規定により消費者に誤解を生じさせないために表示する文言と別表第一に掲げる文言の一とは、行を改める方法その他これに類する方法により区分して表示すること。

3　容器包装の主要な面の数が一である場合における前項の適用、容器包装に本条の規定により消費者に誤解を生じさせないために表示する文言を表示することが困難な場合における第三十六条第六項の適用並びに容器包装の主要な面が容易に識別できない場合及び最小容器包装がない場合における本条の規定により消費者に誤解を生じさせないために表示する文言の表示の取扱いについては、別に財務大臣が定めるところによる。

［号を加える。］

第三十六条の三　会社又は特定販売業者は、別表第四に掲げる文言を容器包装に表示する場合は、消費者に誤解を生じさせないために、消費者が摂取するタール量及びニコチン量が吸い方により第三十六条第十項の規定により表示するタール量及びニコチン量の値とは異なる旨を明らかにする文言を、当該容器包装に表示しなければならない。

［号を加える。］

2　前項の規定により表示される文言は、第三十六条第三項各号に掲げる容器包装ごとに、次の各号に掲げるところにより、明瞭に、当該容器包装を開く前及び開いた後において読みやすいよう、印刷し又はラベルを貼る方法により表示されなければならない。

［項を加える。］

一　「ニコチン・タールの摂取量は、吸い方により製品に表示された値とは異なります。」と表示すること。

［号を加える。］

二　別表第四に掲げる文言を表示する容器包装の面と同一の面に表示すること。

［号を加える。］

三　表示に用いる文字の色は、白色又は黒色のうち、当該文字がより明瞭に判別できる色とすること。

［号を加える。］

（製造たばこ代用品に適用される規定の読替え適用等）

第三十六条の四　法第三十八条第一項の規定により法第二条第三号に規定する製造たばこみなされる場合における第三十六条から第三十六条の三までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、第三十六条第四項第四号及び第十項並びに第三十六条の三の規定は適用しない。

［条を加える。］

第三十六条第二項	別表第一、別表第二及び別表第三の上欄に掲げる紙巻等たばこの区分に応じこれらの表	別表第五及び別表第六に掲げる文言並びに次条の規定により消費者に誤解を生じさせな